

平成17年度補正予算

公共施設のアスベスト調査費など

一般会計 1億2,672万円を追加



アスベスト調査が行なわれる西川小体育館

一般会計

(全員賛成で可決)

本補正予算は、道路補修や水路補修等の工事費、公共施設のアスベストの調査費、衛生センター、町営住宅の補修費や自然クラブ学童保育所の工事費などの経費を計上しました。その財源として、現時点で確定している地方特例交付金、普通交付税、及び国・県補助金を充て、1億2,672万円を追加し、歳入歳出それぞれ7億8,344万円としました。

- 国民健康保険事業会計
- 流域関連公共下水道事業会計
- 水道事業会計

次の会計について、全員賛成で可決しました。

その他の会計

補正の主なもの

《歳入》	
普通交付税追加	1億7,844万円
財政調整基金繰入金減額	1億2,243万円
前年度繰越金追加	6,165万円
国庫支出金追加	543万円
地方特例交付金追加	422万円
《歳出》	
道路橋梁費追加	3,200万円
用排水路費追加	2,250万円
し尿処理費追加	2,002万円
財産管理費追加	1,032万円
住宅管理費追加	870万円
公共施設アスベスト調査費	140万円

9月定例会は、9月14日に招集され、29日までの16日間の会期で開催されました。町長より提出された一般会計補正予算をはじめ、議員発議による議員定数条例の一部を改正する条例など23の議案を審議しました。

なお、各会計の決算認定については、今会期中に審議を終えることができませんので、継続審議としました。

条例の改正

介護保険法の一部改正により、「居住」や「食事」に要する費用が保険給付対象外に（賛成12、反対3で可決）

町老健施設の通所、入所者の自己負担額の比較は次のとおりとなります。

急速な高齢化社会の進展に伴い、介護サービスに係る費用が増大しているため、国は介護保険制度を持続可能な制度とすることを目的に、介護保険法等の一部を改正しました。これは10月1日から適用されます。

【改正の内容】

同じ要介護状態であれば、どこでサービスを受けても給付と負担が公平となるよう、介護保険の保険給付の範囲を「介護」に要する費用に限定し、「居住」や「食事」に要する費用は保険給付対象外としました。

通所リハビリ利用者 (単位 円)

	施設サービス費(1割)	食事加算	送迎加算	入浴介助加算	食材料費	食事代	日用品費	合計/日	1日当たりの増額
要支援	(404) 404	(39) 0	(94) 94	(44) 44	(300) 0	(-) 500	(150) 150	(1,031) 1,192	161
要介護1	(500) 500	(39) 0	(94) 94	(44) 44	(300) 0	(-) 500	(150) 150	(1,127) 1,288	161
要介護2	(500) 500	(39) 0	(94) 94	(44) 44	(300) 0	(-) 500	(150) 150	(1,127) 1,288	161
要介護3	(694) 694	(39) 0	(94) 94	(44) 44	(300) 0	(-) 500	(150) 150	(1,321) 1,482	161
要介護4	(694) 694	(39) 0	(94) 94	(44) 44	(300) 0	(-) 500	(150) 150	(1,321) 1,482	161
要介護5	(694) 694	(39) 0	(94) 94	(44) 44	(300) 0	(-) 500	(150) 150	(1,321) 1,482	161

() は改正前

入 所 者

現 行 (単位 円)

段階	要 件	1割負担	居住費	食 事	計
第1	生活保護受給者 福祉年金受給者	15,000	0	9,000	24,000
第2	市町村民税・非課税 140万円以下	24,600	0	15,000	39,600
第3	上記以外の者	37,200	0	23,400	60,600

改 正 後 (単位 円)

段階	要 件	1割負担	居住費	食 事	計
第1	生活保護受給者 福祉年金受給者	15,000	0	9,000	24,000
第2	○町村民税・世帯非課税 ○高齢者本人/年金収入 80万円以下で年金以外に 所得のない者	15,000	9,600	11,700	36,300
第3	市町村民税・非課税で 第2段階に該当しない者 年金80万円超 266万円以下	24,600	9,600	19,500	53,700
第4	上記以外の者	37,200	9,600	41,400	88,200

専決処分

一般会計補正予算
衆議院総選挙の経
費を専決
(全員賛成で可決)

9月11日に実施された衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費89万円を8月11日付けで専決処分しました。
この財源には、県支出金870万円と財政調整基金29万円を充て、予算総額は、歳入歳出それぞれ70億5671万円となりました。

課税免除

黒木コンポジット
(株)の増設部分
の固定資産税を課
税免除
(全員賛成で可決)

鞍手町工場設置奨励に関する条例で、町内の事業所が工場等の新設及び増設を行い、産業の振興と雇用の促進を図り、もって町勢の発展と福祉の増進を図ったことに対して適用されることとなっています。

納税義務者
黒木コンポジット(株)

課税免除額
344万8300円

増設
○窒素ガス貯蔵庫
約90㎡

○機械及び熱管等方圧加
圧装置など13件